

新型コロナウイルス感染症防止のための区長行動指針

2北総総第3728号
令和2年11月27日
令和3年10月27日改正
令和4年4月27日改正
令和4年5月24日改正

区長が新型コロナウイルス感染症に感染し、又は濃厚接触者となった場合、公務の執行に停滞を招くおそれがあるなど、区政運営上の問題が生じかねない。

このため、公務において、感染する可能性のある場面を極力回避するため、当面の区長の行動指針を次のとおり定める。

なお、副区長、教育長ほか部課長等においても、これに準じて対応することとする。

1 会食及び会食を伴う会議・イベント等

出席する場合、会場については、「徹底点検 TOKYO サポート」プロジェクトにおける「感染症防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗に限るものとし、滞在時間は短時間とする。

これ以外の場合は、会食が始まる前まで、若しくは会食の冒頭挨拶まで、又は会食中の挨拶のみとする。

2 会食を伴わない会議・イベント等

消毒や換気が不徹底であるなど、密閉・密集・密接を回避できない会議・イベント等には出席・参加しない。

3 区長室等における面会

面会は少人数かつ短時間とするとともに、面会者にはマスクの着用、手指消毒を求める。